

世田谷区基本構想審議会第1部会（第2回）

会議録

平成24年5月26日

世 田 谷 区

世田谷区基本構想審議会第1部会（第2回） 会議録

【日 時】 平成24年5月26日（土） 午前10時～正午

【場 所】 世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

【出席者】

■ 委 員 森岡清志、宮台真司、宇田川國一、松田洋、上島よしもり、桜井純子、
小林正美（第2部会）、永井ふみ（第2部会）、
上野章子（第3部会）、田中優子（第3部会）、以上10名

■ 区 宮崎政策経営部長、小田桐政策企画課長、澤谷財政課長、田中政策研究
担当課長

【会議公開可否】 公開

【傍聴人】 11人

【会議次第】 議 題

- 1 基本構想の構成と自治基本条例との関係について
- 2 その他

【配付資料】

- 1 23区他の基本構想の構成要素一覧
- 2 23区他の基本構想の構成要素について
- 3 23区他の自治基本条例について
- 4 世田谷区の条例における「協働・連携」について
- 5 主な分野別行政計画
- 6 世田谷区の主なコミュニティ施策の経過
- 7 地方自治法改正（平成23年8月）と基本構想との関係について

参考資料 世田谷区地域活性化に向けた指針

午前10時開会

（森岡委員）

- ◆ 時間になりましたので、世田谷区基本構想審議会第1部会の第2回目を開催いたします。本日は大杉部会長がご欠席であります。また大杉部会長の代わりに進行役を務める予定の竹田副部会長がまだお見えになっておりませんので、竹田副部会長がお見えになるまでの間、突然の代役ですが、私森岡が進行役を勤めさせていただきます。不慣れでございますが、どうかよろしく願いいたします。
- ◆ 初めに事務局から本日の出席委員と資料の確認をお願いいたします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 政策企画課長の小田桐でございます。よろしくお願いいたします。
- ◆ 私の方から、本日の出席の状況と資料の確認をさせていただきます。第1部会委員については、8名のうち大杉部会長の欠席の連絡をいただいております。竹田副部会長につきましては、まだご到着されておられません。確認中でございます。ご了承ください。第1部会以外のご出席委員といたしまして、第2部会から小林委員、永井ふみ委員、第3部会からは上野委員、田中委員、以上4名の委員にご出席いただいております。
- ◆ 続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。あらかじめ8点の資料をお手元にお送りしております。資料16としまして、「23区他の基本構想の構成要素一覧」、それから資料17「23区他の基本構想の構成要素について」、という資料でございます。資料18「23区他の自治基本条例について」、資料19「世田谷区の条例における「協働・連携」について」という資料でございます。資料20「主な分野別行政計画」という資料をお配りしております。資料21「世田谷区の主なコミュニティ施策の経過」という資料でございます。参考といたしまして、「世田谷区地域活性化に向けた指針」という冊子をお配りいたしました。以上が事前にお配りした資料でございます。本日席上の方に追加で2つの資料をお配りしております。資料22「地方自治法改正（平成23年8月）と基本構想との関係について」という資料でございます。また参考で、世田谷区基本構想の冊子をあらためて席上にご用意いたしました。本日の資料は以上10点でございます。資料について不備等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ 説明をありがとうございました。
それでは、議事次第に従いまして進行していきたいと思っております。本日の議題は、基本構想の構成と自治基本条例との関係についてということでございます。基本構想をこれから作成していくわけですが、大まかにどういう形にしていってよいかということにつきまして、委員の方々からご意見を伺うということが、非常に重要な本日の

テーマになっております。本日配布されています資料説明につきまして、事務局からよろしく願いいたします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ それでは、ご説明申し上げます。まず、資料16「23区他の基本構想の構成要素一覧」についてご説明いたします。基本構想をどのような内容にするかをイメージするためにご用意したものでございます。本資料は23区他でこの5年程度の間に基本構想を策定した文京区、中野区、練馬区、他各自治体の基本構想の構成要素を一覧表でまとめました。それぞれ、議決日、構成要素とそのページ数がものが記載されています。構想の期間が明記されているものは、その計画年数、中長期の計画についても整理してございます。下段の右端には、政令指定都市として、横浜市を記載しました。ちなみに地方自治法改正で、基本構想にかかる基本的な制度とされたのは、平成23年8月でございます。すべてこちらに記載した自治体が自治法改正平成23年8月以前のものでございます。おおむね、要素の構成自体はご覧の通り、大きな違いはございません。その一方で要素の中で、施策におきましては、文京区の23ページを筆頭にして差がだいぶあります。文京区の場合は、基本構想そのものの中に長期計画を盛り込んでおまして、その旨の記載がございます。このように詳しい内容になっていますのもその理由でございます。また、新宿区では基本構想と基本計画を一緒に議決しているなど、議決の対象が多少違っております。なお、右下の佐賀県の武雄市ですが、基本構想を紙芝居にするなど、市民へのPRに工夫を凝らしているということですが、構想自体の要素は記載の通りでございます。資料16は以上になります。
- ◆ 続きまして資料17についてご説明いたします。資料16で記載いたしました自治体の中から、従来の構想の部分修正にとどめている中野区を除きまして、文京区、練馬区、江東区、大田区、品川区の5区の実際の記載内容を2ページで要約しております。構成要素ごとにご説明いたします。まず、施策の策定の背景でございますが、2ページの文京区は、本ページの中ほどに、地域が抱える課題を地域で解決していく、そのためには、区民の地域活動団体、NPO、事業者が力を合わせていくため、再掲になっております。続いて3ページから発展の歴史、人口の現状と推定となっております。4ページからは、練馬区となっております。②の基本計画策定の必要性の中で、5ページの3行目からになりますが、増大する行政需要に対応するためには、区だけではなく、区民や地域団体、事業者などと役割分担し、協働を柱とした区政運営を推進する。困難を乗り越え、区民の幸せを実現していくための区政運営の指針として、新たな基本構想を策定するとなっております。以下、江東区、大田区が続きますが、7ページをご覧くださいまして、品川区はこのような環境の変化と普遍的価値を踏まえまして、将来のあるべき姿を実現するために、区民と区の共同指針として、この新しい基本構想を策定しますと謳ってございます。続いて基本構想の位置づけでございます。

8ページをご覧ください。5区のご紹介をしておりますが、市政運営の最上位に位置づけられている点、市民と区の共通の目標や指針であるという点が書かれており、この2点が重要であると考えております。次に、3の将来の都市像・目指す姿（キャッチフレーズ）ですが、8ページの下の方になります。短い言葉でそれぞれ将来の都市の姿が表現されております。またそのフレーズの中では、住民が共につくるという表現がつかわれています。次に4の基本理念についてでございますが、9ページをご覧ください。最も重要な部分になるかと思いますが、9～11ページまでご説明させていただきます。重要なキーワードとして、「協働・協治、新たな公共の担い手、人権の尊重、社会への参加、多様な生き方の選択、地域コミュニティ、支えあい、心ゆたか、持続可能な、まちづくりの主役、つながり」などがキーワードとして位置づけられてございます。また、文京区のように「〇〇なまち」という表現、品川区や大田区のように「〇〇をつくる、〇〇する」といった表現などが見受けられます。次に5の施策体系をご説明いたします。12ページをご覧ください。先ほど申し上げましたように、要約化してございませんけれど、かなりボリュームに違いがあります。最大で文京区の23ページ、少ないものと、大田区の3ページとなっております。長期計画との関連があつて、このような差があると思われまふ。本区でも、アウトプットとしての基本構想と基本計画大綱をどのように組み立てるか、という観点が重要ではないかと認識しております。それから6番、基本構想を実現する方策等ですが、どのように実現させるかということで、区役所、区自体の経営の問題と区民の参画の手法等が書かれております。

- ◆ 次に基本構想に関係しまして、資料18「23区他の自治基本条例について」をご説明いたします。自治基本条例とは、自治体の判断で自治体運営について全分野に横断的な基本原則を定めた条例の総称という問題があります。23区では現在6区で策定されております。この資料18では、内容によりまして理念や役割分担他、広く指定している総合条例のタイプ、理念や参画・手続きに重点を置く理念条例のタイプ、区政運営の参画に重点を置いた住民参加条例タイプの3つに整理されております。この分類については、この資料上のものをごさゝまして、一般的に使われている分類ではございません。ご了承ください。裏面をご覧くださいと、豊島区、墨田区の両区は、基本構想の策定について検討され、条例を策定されております。3タイプの条例ごとに参考に、豊島型、それから志木型、墨田型ということで、それぞれの名称をつけております。
- ◆ 次に世田谷区の場合ということでござゝまして、資料19をご覧ください。世田谷区の条例における「協働・連携」についての現在の状況を整理した資料でございます。世田谷区においては、住民参加、協働・連携を区政運営の中で、先駆的かつ積極的に進めてきたところでございますが、様々な個別の条例の中で、協働の理念、区民参加、計画への参加や区民意見の反映について規定等を設けまして、施策を展開してきてるところでございます。この資料19では、協働や参加を基本姿勢に定

めている、参加する期間などの設置、施策を進める計画への参加手続きなども、各項目を明確に定めている主な条例について記載いたしました。裏面をご覧くださいまして、昭和57年に策定しました、上から3つ目でございますが、世田谷区街づくり条例、これをきっかけにして、環境、災害対策、風景づくり、ユニバーサルデザイン、みどり、子ども、福祉、健康など、参加や協働のもとで進めてまいりました。個々の施策の実践を通じまして、協働を進めていく方法を含めて様々に工夫しているところでございます。またこれ以外に、地域活性化に向けた指針、本日、参考にお手元にご用意いただきました資料ですが、平成22年4月に定めまして、全庁で協働事業や区民意見の反映などのルールの下で進めてまいりました。以上、世田谷区では自治基本条例を設けておりませんが、施策展開の現場におきましては、協働による施策推進の実践、これを積み上げまして、個別条例において具体的に進めてまいります。資料の説明は以上でございますが、今回現状では、こうした取組みをきちんと受け止めて、検討するということが重要であろうかと私どもでは考えております。なお、資料21については、世田谷区の主なコミュニティ施策の経過をご説明しておりまして、こちらの資料は後ほど詳細をご覧くださいと思いますが、コミュニティの振興のための区の施策の内容を70年代以降の経過として整理してございます。コミュニティ活動のための場の整理、活動の機会の影響、資金や人材に関する支援、推進のルール、支援の組織として整理したものでございます。資料21につきましては以上でございます。なお、資料21の分野別の行政計画の一覧です。主なものを挙げてございます。資料22につきましては、自治法改正と基本構想との関係について整理したものでございます。自治法上、基本構想がどういう扱いとなっていたかの説明を整理させていただきました。資料22で、地方自治法の改正によりまして、基本構想の定めが削除されまして、構想をつくり、議決し、定めることへ法の受け入れがなくなったものでございます。関連しまして、法で定まる各種の分野別の計画を基本構想に則して策定する旨の規定の削除もございます。あらためて、基本構想を策定することの意味と分野別計画の取り扱いについて問われているところであろうかと思っております。資料の説明は以上でございます。

（森岡委員）

- ◆ どうもありがとうございました。今、資料についての説明がございましたので、これからはテーマに沿って自由に議論を進めていきたいと思っております。どなたかご意見、ご質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（上島委員）

- ◆ 質問なのですが、冒頭、森岡委員の方から自治基本条例を定めるということがすでに方向性として決まっているような中で、その議論を本日はされたいというようなご発

言に聞こえたのですが、もしそうであるとするならば、自治基本条例を今回育てると決めたのは、どの時点でそのような流れになったのかを、前回の第1部会を欠席し、議事録だけ読ませていただきましたが、そこまでは結論づけてなかったと思います。場合によっては区長の方からその辺のところを審議会の方に判断がなされたのだとすれば、それは伺いたいと思いますし、自治基本条例を今回議論するに向けての流れについて、これは事務局の方がいいと思いますが、ご説明いただければと思います。

（森岡委員）

- ◆ 私は自治基本条例を策定するという事は申し上げておりません。むしろ、世田谷では基本構想を策定するけれども、その代わり自治基本条例は策定する方向にはないと判断しております。ただし、基本構想を作った後で、その一部を条例化するという事、あるいは基本構想の多くの部分を条例化するという事は十分に考えられるが、自治基本条例そのものは、世田谷としては多分策定するような方向性は持っていないのではないかと考えております。

（上島委員）

- ◆ わかりました。

（森岡委員）

- ◆ 資料の出し方で自治基本条例の説明とか、いろんな条例の説明がございましたので、多分、委員の方の中には基本条例の策定も考えるのかと思われた方もいらっしゃると思いますので、そういう意味ではちょうど良いご質問であったと思います。2つは切り離して、基本構想のことをまずは考えましょうということです。ただ、世田谷区で作っている様々な条例について、今日ご紹介いただきましたのは、すでにこういう条例がございますので、それを踏まえて基本構想づくりをいたしませんと、やはりまずいのではないかとこのふうには思っております。
- ◆ 宮崎部長、どうぞ。

（事務局・宮崎政策経営部長）

- ◆ 自治基本条例の関係につきましては、本会議の中でも、質疑の中でテーマとして取り上げられております。私どもといたしましては、今、森岡委員の方からお話ございましたように、区長の方からは基本構想、基本計画大綱ということでの諮問というふうを受け止めてございますが、基本計画、基本構想を、先ほどいろいろ資料を説明したのですが、例えば「参加」ですとか、「協働」ですとか、そのような単語が非常に多く見受けられるわけです。この関係と、自治体によっては自治基本条例を作られているわけですから、その関係についても当然影響しますので、それで今回、資料としてご

用意させていただいたわけです。

（小林委員）

- ◆ 私も質問です。最後に出てきた資料22がかなり重要だと思ひまして、今回地方自治法改正で削除された制約といいますか、国全体としてどういう背景で、どういう流れでこのようなことになったのかを、あまり詳しくないものですから、皆さんで共有したい。ここがはっきりしないと、基本構想の位置づけというのがよく分からないと思ひました。

（森岡委員）

- ◆ 大杉さんがいたら、彼の専門なのでいろいろ良かったのですが。事務局からどうぞ。

（事務局・宮崎政策経営部長）

- ◆ 私の理解というふうにしていただければと思ひのですが、もともと、議決事項を含めた規定の中で、各自治体において様々な取組みをする中で、どこまでを法で縛って、国の関与を示すかというということについては、課題としてなつた中で、一連の動きの中で今般の地方自治法の改正があつたというような理解をしています。当然のことながら、私どもがこの基本構想を策定するにあつて、是非委員の方からいろいろご意見をいただきたいのですが、今回の諮問にあたる時にも、あらためて区長の方からは、答申を受けて、世田谷区としては議会に議決を諮りたいということをして申し上げてきたわけです。そういったしますと、この議決事項というところがあるわけですが、その中のどこにいくか、ということになりますと、いわゆる区の重要な施策事項の中でやれるのではないかと思ひているわけですが、お答えになるかわかりませぬけれども、もともと地方自治法の改正に関して言えば、先ほど言つた地方に分権という言い方をしているところもあるのですが、そのような自主判断を得られてきている中で、法改正が行われているものというふう理解をしております。

（森岡委員）

- ◆ 結局、基本構想を作るか、作らないかを含めて、自治体に任せますよということだと思ひます。そういう中で世田谷区基本構想をつくるというのは、第1回の時に議論になりましたけれど、施策の基本的な理念をきちんと定めて、これから進んでいく必要があるというご判断であると思ひます。

（小林委員）

- ◆ それを議決していくプロセスというのは、別の枠組みをつくらなければならないということですか。

（森岡委員）

- ◆ そうではないと思います。基本条例なしでも。基本構想、基本計画というのは、ある意味、自主計画でございまして、その他に個別の条例をつくっていることで、具体的な施策を展開していくということは可能だと思います。

（小林委員）

- ◆ それを議決していくことは可能か。そこがちょっと分からない。

（事務局・宮崎政策経営部長）

- ◆ 今おっしゃっているのは、この基本構想の議決を諮るための条例というものが必要かどうかというご質問ということでしょうか。
- ◆ そうであれば、自治法上の先ほど言った規定の中から、私どもはストレートに議決の事案という形でお出しすることができるかと理解しております。

（森岡委員）

- ◆ よろしいでしょうか。どのように議論を進めましょうか。土曜日という、家で休んでいた時に、委員の皆さんや事務局の皆さん、それから傍聴されている方々、みなさんにご出席いただいて、本当にありがたいと思います。とりわけ、他の部会から4名の委員の方がご参加されています。

（松田委員）

- ◆ 座長がないので、進め方について提案させていただきたいのですが。資料17ですが、前回、前々回もそうなのですが、自分の感想として、抽象的な意見で終わってしまっていて、方向性が定まらないままずっときているように思います。その中で考えたいのが、構成要素です。議論が拡散していてポイントがしぼれていないような気がするので、今回どういった構成要素を前提において議論するのか、大きなところから、見ていくところをしぼるのか、それとも具体的な細かいところの議論をあげて積み上げ方式にしていくのか、見えないまま議論を進めているような気がするので、構成要素が今回、これをベースにいくのか、それともまったく違う構成要素でいくのか、皆さんの意見を伺いたいと思います。

（森岡委員）

- ◆ 大変建設的なご意見だと思います。23区の中のいくつかの区については、例が資料17で示されております。お手元にある世田谷区基本構想という現在の基本構想がございませうけれど、だいたい18年くらい前に策定されたものですが、それと比べていただければ、どういうふうにしたらよいのかということで、まず全体の構成をどうしましょ

うかということを経験していくと、比較的建設的に前進できると思いますので、その点、いかがでしょうか。

- ◆ 多くの区で、区の歴史を書いています。世田谷区ではそのような記述は現在の基本構想でもありません。この基本構想をつくる意味について、はじめのところから書いています。どうしても基本構想が、一種の価値や理念を表現するものでありますので、その部分については基本理念という形で表記しています。仮に、現在の基本構想に沿っていくとすると、「はじめに」と「意義と役割」と「基本理念」という、このあたりはやはり今度作成するにあたって、内容は変えるといいたしましても、構成上、抜くことは難しいのではないかと私は考えております。問題は次の「将来像」で、この「将来像」については委員の方からいろいろ意見が出て、「〇〇のまち」という形で、全部で5つ挙がっています。これは確かに現在でもそのまま変えなくてもまだ通用するような理想像が語られているわけですが、この将来像を語ることにどれほど意味があるのだろうかというところの議論は必要かと思えます。後は20年間に重点的に進めていく項目です。その重点的な項目は一体何なのかということについて、むしろびっしり書いていく方が、現実性があるのではないかというふうに私は思っております。4番目の実現の方策、これはやはり書かざるを得ませんし、委員の中からもご意見がありましたのが、行政と住民の役割分担であるとか、いわゆるガバナンスとか、協働とか言われているものをどう進めていくかということについては、やはり実現の方策の中である程度書き込んでいかざるを得ないですし、今回新しいかたちで書かざるを得ないと思っております。だいたいそのようなイメージを持っておりますが、皆様方のご意見はいかがでしょうか。

（小林委員）

- ◆ 今日整理していただいた資料は非常に分かりやすいと思うのですが、極めて日本的と言いますか、役所的と言いますか、他の自治体を並べてみて、タイプを勉強して、どれが良いか選びましょうなどということ、新しいことが出てきていません。やはり20年ぶりの策定であり、3.11後、世田谷はどうするべきなのかという一番コアな部分を本当は議論すべき。それが決まれば、ほかの事は自動的にある程度決まっていく。やはり他の自治体に捉われずに、他とは違う世田谷として考えなければいけないことを議論するのが審議会ではないかと思えます。

（森岡委員）

- ◆ 私もそう思っております。一応、部会長からも他の区の基本構想を、参考にしたいということがあり、こういう資料を出してほしいという要請がございましたので、事務局としては多分揃えられたのだと思います。読んでみますと、どの区もそう変わりはないですね。区の歴史のところはずいぶん違いますが、ここにそろっている基本構想

が、今小林委員もおっしゃったように、決まっているのが3.11前なのです。ですから、自然エネルギーへの転換とか、災害を踏まえてどうだとかいう緊急性は一切ございません。まだ、CO2削減にこだわっているという、そういう基本構想が多いですね。そういう意味では、3.11以降作成する新しい基本構想として、どういうものがよいか、あるいは他の区にはない世田谷区らしいものをどのように出していったらよいか、その辺を中心に議論していくべきだろうと私も思っています。

（宮台委員）

- ◆ 私も小林先生の意見に賛成です。他の区の概要を読みましたら、意味がないということが分かりました。この程度の価値では残念ながら、統合の機能も動機付けの機能も果たせないだろうと思います。小林先生がおっしゃったように、我々は3.11以降、言わば国も自治体もある種の巨大なフィクションの繭の中にいたことがわかってきたわけですね。経済産業省から初めて、2年以内の家庭用電力の全面自由化でありますとか、電力会社の儲けの9割以上が家庭用電力、つまり競争部門である企業向け、事業所のところには収益が上げられない分、非競争部門である家庭で法外な収益を上げているという事実も分かりましたし、あるいは核燃料サイクルシステムが事実上、まったくまわる見込みがないということも分かりました。それが回らないと宣言されない理由はないのです。使用済み核燃料が現在資産計上されているものが、負債計上になってしまいバランスシートが大きくくずれ、株価が暴落して、経済的なダメージが大きくなるからということも分かってまいりました。単にエネルギー政策上の合理性ということだけでなく、我々は一体どういう環境、環境というのは広い意味で社会の中でどのようにして生きているのかというリアリティを失ってしまっています。提案ですけれども、やはり基本構想なるものは、必ず力強い理念と徹底したリアリティの両方が必要です。前回の世田谷の基本構想には、徹底したリアリティの部分が見えません。3.11以降、重要なのは徹底したリアリティです。それは2つの意味で重要で、どのような価値や理念が必要なのかということを知り、さらに動機付けられるためにも徹底した現状認識が必要で、なおかつ、そこで変えられる価値や理念、目標を現実化するためにどれだけ、生々しい現実に向かい、ありとあらゆる努力を払うのか。つまりリアリティを観察して、価値が支えられる。その価値を実現するためにこそ、徹底してリアリティを観察しなければいけないという、この緊張感を是非基本構想の中に描けばいいだろうと思います。そのすると、世田谷区民にとっての統合機能を果たすだろうし、民主主義の論理である参画自治にとっての指針になるだろうと思います。以上です。

（森岡委員）

- ◆ ありがとうございます。理念とリアリティと出ましたけれども、それに関連しても、

しなくても結構ですけれども、他にいかがでしょうか。

（永井ふみ委員）

- ◆ 武雄市の基本構想の紙芝居を拝見しましたが、あきらかに世田谷区の風景とは違うものが書かれています。やはり将来像というところは、力強い理念と徹底したリアリティの間の部分だと思います。理念で共感しても施策で共感できないという部分が生まれてくるようなところもあると思いますので、将来像は区民と共有していく上で、重要な項目なのかなと思いました。また、武雄市の真似をするわけではないのですが、目で見えて分かるような、文言ではない表現というのも重要ではないかと思いました。

（森岡委員）

- ◆ ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

（宮台委員）

- ◆ 現在の基本構想は、森岡先生のおっしゃったように、世田谷区なるものの歴史的沿革については語られていません。それはかなり問題だと思います。その理由を申し上げます。以前全体の審議会でも申し上げましたが、今なぜかまちづくりと言うと、安心・安全・便利・快適みたいな行政的な理念が先行してしまいます。その結果、国民生活選好度の調査結果としては、便利で快適なまち、国であるはずなのですが、幸福度は先進国では圧倒的に最低レベルということです。最近も先進国だけで調査が行われていましたが、それも最低レベルでした。なぜかを考える必要があります。実は環境倫理学の最先端にベアード・キャリコットという人がいまして、これは田邊元や、西田幾多郎の影響を非常に強く受けたアメリカの環境倫理学者ですが、例えば、ニーズとか、ニーズに応じた結果としての便利、快適、安心、安全といったものが、人間の尊厳に結びつかない、という重要な議論をしています。何が人間の尊厳と結びつくのか、それは場所の入れ替えの可能性なのですね。人間を主体にして考えると、効率的に考えて、つまり何が便利かと考えても、義務論的に考えても、何が住民のなすべきことかと考えても、結局入れ替え可能などこにでもあるまちになる。そうになってしまうと、人はより便利だったらそこへ引っ越そうとか、より収入の多いところに引っ越そうというように考えがちです。そうではなくて、自分のまちをこそ豊かにしよう、自分のまちをこそより良いものにしようというコミットメント、このまちでなくてはいやだ、世田谷でなくてはいやだ、便利な場所に引っ越すのはいやだという固有のコミットメントを生み出すためには、まちを、場所を主体にしなければいけないと考える。そのまちがどういう歴史的な沿革を持つどういう生き物なのか、例えば、私はほとんりの渋谷区の代官山のまちづくりに関わっている。七曲がりには大きな木が多いです。枯葉が落ちて掃除が大変です。木の裏には水が溜まって、ボウフラも湧きます。本当に不

衛生で、安心、安全ではありません。切っ飛ばえという議論が出てきます。その時に、気持ちは分かるが、切らないでほしい。七曲がりという場所が代官山の歴史の中でどういう意味を持ち、大きな木があるということ、代官山という生き物にとって、住民たちから精査して、理解をする、そうすると、この木を切ることは、代官山から最も重要な何か本質的要素を取り除いてしまうことになり、そうするとそもそも人々が、代官山に住もうと思っている理由も失われてしまう可能性があります。これがキャリコットの議論です。人ではなく、場所を主体として、場所という生き物に寄生するかたちで人が存在する。場所という生き物は、人、物、空間の複合体ですけども、歴史的なひとつの生き物として今に至っているのかなと理解することで、例えば、代官山にとって何が自然なのか、世田谷にとって何が自然なのか、これが重要になるということですね。単に我々のニーズに応じて、安心、安全、便利、快適なまちをつくっても、それは我々の尊厳に結びつかないのですね。そのような逆説を避けるためにも、世田谷という場所が唯一な場所だということについて、もう一度見直して、世田谷に住むということは、こういう場所に住むことなのだとすることを模索することをご提案します。

（森岡委員）

- ◆ ありがとうございます。

（小林委員）

- ◆ 今のお話はとても私たち建築、都市関係者にとってすごくよいお話です。地霊というのですが、その場所にしかない重要な記憶であったり、歴史であったり、生活ということだと思うのですが。世田谷区は景観という言葉を使わないで、風景という言葉を使います。風景づくり条例ということで、地域風景資産とか、かなり長い時間をかけて風景の記録といいますか、それは単に景観という物理的なものではなくて、生活と一緒にあったいわゆる景観態というか、総合的なものを皆で守りましょうという思想がもともとあったと思います。そういう意味では、先ほどの沿革はなければいけないと思いますし、それを大事にしようとなれば、屋敷木をつぶして、巨大マンションを建てるのはおかしいという議論ができていくので、世田谷らしさというのは、本当にそういう場所、場所のことというのはとても大事ではないかと思います。それは他のまちにないことではないかと思います。

（森岡委員）

- ◆ それについては、東京農大を学長を務めておられた進士先生が、そういう写真等を集めて、せたがや百景として、それをもとにしてシンポジウムの講演を頼んだことがあります。そういう記録というか、用意は世田谷では結構ありますので。十分にそうした

ものを盛り込むことはできていると思っています。

- ◆ 私の先ほどの提案で、基本理念とリアリティということで、少し内容に入ったお話が宮台委員からありました。小林委員からも非常に基本的に重要な視点の提供などもありました。全体の構成として、〇〇なまちというのはやめて、むしろその重点的なものをズバッと記載し、そこでリアリティと絡ませるとするのは大事なことなので、是非それはしたいと思いますし、「はじめに」のところに、世田谷区の歴史的な経緯の中で、こうしたものは大事にしていかなければいけないし、そうしたものを大事にするような施策を今後、展開していかなければいけないというような形での歴史的経緯の説明を入れた方がいいのではないかと思います。いかがですか。

（松田委員）

- ◆ 私も賛成です。私が通勤するときに、世田谷区の保存樹として立派な桜の木があったのですが、去年桜が咲いた後に切られてしまいました。素晴らしい景観であったのに、なぜ切られてしまったのか背景は分からないのですが、皆さんがおっしゃるとおり、切られた後の景観はどことも変わらない町並みになってしまいました。ちょっと残念でした。
- ◆ 今言われたように、WHY 世田谷、なぜ世田谷なのかについて、確かに私も住む人間として、今後だから世田谷に住んでいるんだと、堂々と語りたいと思います。
- ◆ リアリティというところでは、ひとつ盛り込んでいただければ嬉しいのが、例えば私は子どもがおりますので、世田谷区が一番子どもが住みやすいまちです、みたいな具体的な一番を目指すような圧倒的な目標みたいなものが掲げられたら、だから世田谷なんだ、誰が見ても子どもにとって一番なんだといったものが盛り込まれていると嬉しいと思います。難しいかもしれませんが。
- ◆ 最後に、私が是非期待したのが、方策のところの進捗管理です。私は企業人としてよく言われるのが、PDCAのサイクルを回して、プランを立てても、チェック機能がないといけないということです。PDSAともいって、Sはスタディなのですが、いかにプランを立てたと言っても、それをスタディして、アクションに回すところの後半部分の弱いのがプランを立てる時の課題だと言われていました。私も仕事をする上で大変重要だと思っています。それが絵に描いた餅なのかどうかは数字にも見えず、抽象的なまま終わってしまうため、せつかく目標を立てるのであればHOW、どのようにチェックするのかまで織り込んでプランニングしていくのが良いと思います。

（森岡委員）

- ◆ 世田谷に住んで誇りを持てるという話が出ましたが、都市社会学では土地に関する単なる経済的価値だけでなく、シンボリックな文化的価値が付与されなければ、そのような感情は生まれてこないと言われていました。それをめぐる調査があちこちで行われ

ていますが、このまちは歴史的な建造物が多いなどという、まちに誇りを持てる根拠があり、その上で住民がその土地に対する愛着を感じるために、いかに価値を付与するか、それが基本構想を考える上で重要です。その意味で、歴史的経緯というものも大事になってきます。

（宮台委員）

- ◆ 松田委員のお話に付け加えますと、子どもにとってという観点はとても大切ですが、単に住み良いだけでなく、子どもにとって輝く場所になると良いと思います。自分の子どもの頃を考えてみれば安心、安全で便利、快適なまちはつまらなく思えるものです。怪我をしても自分の責任というような場所、子どもにとってのワンダーランドがとても大事だと思います。森があつたり、工事現場があつたり、大人の目が少ししか行き届かない非常階段や屋上など、自分の頃にはそういうところがワンダーランドになったものです。大人の目が隅々まで行き届いて、絶えず安心、安全をチェックすることが良いのかどうか、まずはそこがチェックされるべきではないでしょうか。
- ◆ PDCAサイクルについては、日本の行政の多くが予算措置によって動機づけられており、どのように配分するかなど、つくるところまでは気を遣うけれども、つくったものが目的どおり機能しているかどうか、していない場合に修正を加えるのかどうかというフォローアップスタディについては、正当性に疑義が生まれるのでやってきませんでした。最近では住民投票により、そのようなタイプの公共施設は作らないという結論が繰り返し出ています。私も国民投票条例の制定を求める直接請求の署名の請求代表人として、人々がそういった施設に疑念を持つことは非常に理解できます。何に利用できるのか、生活に結びついていないのです。箱はつくっても、箱の中身を埋めるようなソフトやコミュニケーションが存在しない場合が多く、話題になっている二子玉川再開発問題も笑えない状況になっています。そうならないためにも、PDCAサイクルを徹底して回して、つくった後にそこで人々が何をすることが目的なのだとすることを忘れないように常に再確認することが重要だと思います。また、そのチェックに引っかかった時には徹底して見直すことが必要だと思います。

（小林委員）

- ◆ 継続性や持続可能性を考えた時に、行政がそれを担保できているのかというと、職員も変わり議員も変わりで、計画した人が10年後にはその場にはいないということが実際に起きています。住民参加の思想、理念は計画作成時の参加だけでなく、その後も皆が責任を持ってチェックするといったように、市民が主体的な責任感を持って最初から関わることに繋がっていかねばならないと思います。今の枠組みだけでは、箱物ができた後、それを押し付けられた人に負担だけが残ることになりかねません。そこを見直す内容を盛り込まなければなりません。

（森岡委員）

- ◆ 今のお話は、理念とリアリティの問題に関わってきます。住民参加の促進や新しいガバナンスなど理念は語られていますが、リアリティの点から表現する場合には、実際に区民自身をもっと自立し、行政だけでなく住民も責任を取るという言葉が必要になります。
- ◆ 子どもにとって輝く世田谷とのことでしたが、それも1つの理念かも知れません。リアリティを見てみますと、世田谷では4割の人が私立の中学校へ行くようで、個人的に中学校までは世田谷にいて欲しいと思っている私としては、現実の施策として、私立中学校に行かないように誘導するのも1つの方法だと思います。東京都が都立高校に対してとった方策も少し効果があるようですし。しかし、一番大事なのは、既に私立中学校に通っているお子さんたちも、自分たちが世田谷っ子だと思えるような施策を展開することだと思います。理念とリアリティには常に裂け目がありますが、それを埋めるためにどうすれば良いかを考えなければならないと思います。
- ◆ 話が変わりますが、基本構想を考える場合には、暗黙の前提条件について皆さんで合意を得ていないといけないと思います。例えば、直下型地震が今後20年間に発生し世田谷が壊滅的な打撃をこうむるということを前提にしないまでも、万一起こった場合に対する備えというものを、地域社会のレベルでも行政側でも着々に行わなければならない、といったような、暗黙の前提というものがあれば発言していただきたいと思います。

（宮台委員）

- ◆ 3. 11の地震の際、群馬大学で防災を研究されている片田敏孝先生のレクチャー、指導を受けていた釜石市の小・中学校では、屋上まで水が来るような状況にもかかわらず、親に連れて帰られた1人を除いて全員無傷で助かりました。彼が、3つの指針を出しているのですが、これは元々三陸地方に伝わる「津波てんでんこ」（津波が来たら皆んでバラバラに逃げろという言い伝え）を現代風にパラフレーズしたものだということです。第一にマニュアルを信じるな。第二にベストエフォート、その場での最善をつくせ。第三に率先して避難者たれ、抽象的に言い換えると、空気に縛られないでいるということ。非常ベルが鳴って真っ先に逃げると臆病者と嘲笑されたりしますが、真っ先に逃げることで、空気が破られて、逃げても良いのだという意識になり、全力で逃げる引き金を引くことができます。実際に、マニュアルに従わないという点では、行政の想定をはるかに超える津波だったため、行政の定めていた避難場所に着いた時に「ここは津波が被る」と大声で叫び、より上の場所に逃げたことで30人の子どもたちが助かりました。
- ◆ この3つは最も有効な防災マネジメントでしたが、防災に限らないと思います。今後の日本社会がより不透明で変転めまぐるしい状況になるだろうと予想される中で、そ

ういう社会を適切に生きることができる大人を養うための指針としても役立つと思います。簡単に言えば、マニュアルに依存するな、誰かに依存するな、空気に依存するな、自分で考えてベストをつくせ、ということだと思います。これがあれば、子どもたちは、本当はどうなのかを絶えず考え、このマニュアルではダメだと敏感に反応できるようになると思います。一定のハードとソフトをパッケージすれば大丈夫ということは絶対にないので、脱マニュアル化は非常に重要です。

（森岡委員）

- ◆ 依存からの自立というお話でしたが、住民一人ひとりの自立も、行政の自立も大事だと思います。都や国からどう自立するかが、これからの20年間で区にとって非常に大事なことだと思います。そうすると、現状の都区制度をどう考えるかが問題で、基本構想では避けて通れない点だと思います。しかし、世田谷市などとして突出することは戦略的によろしくないと思います。他の22の区に潰される恐れもありますので、23区の連帯感が大切になります。ただ、区の自立は重要ですので、この点について何かご意見はありませんか。

（上野委員）

- ◆ 宮台先生のお話を面白く聞かせていただきました。私はPTAや町会などを経験して、全部マニュアル化していると感じました。日本人はマニュアルがあつて動くことが多いと思います。それをどう意識改革していくのかという案を見せていただけるとわかりやすいと思います。

（宮台委員）

- ◆ 社会学者として、日本の性愛コミュニケーションの歴史を研究してきたのですが、日本で恋愛マニュアルが出てきたのは1977年10月以降で、それ以降は、ポパイやホットドッグ・プレスといった雑誌等で恋愛はマニュアル化されています。インターネットではナンパ道場やナンパ塾で人を募集し、大変繁盛している状況です。なぜ1977年なのかは明白で、元々、日本の性愛コミュニケーションは若衆宿に代表されるような共同体の下支えがあつて初めて可能になっていました。夜這いが典型なのですが、マルセル・モースやラフカディオ・ハーンなど一部の西欧人が日本を性の楽園だと言いましたが、それは間違いで、それなりの人がそれなりの人にマッチングできてあぶれることがないシステムだったのです。後家さんのいる家の扉が5cm開いていると、それはOKのサインで、誰がそこに行くかは若衆宿の中で決まるというシステムでした。私が中学校に入った1971年にはそのシステムはありませんでしたが、ホームソーシャリティという同姓の共同体があり、先輩が後輩を無理やり指導することもありました。もし今そういうことがあると、人権侵害ということになりますが、性愛というものは、

特に日本人にとっては社交の伝統的な作法がないため非常にリスクなので、そのリスクを乗り越えるために、共同体的な、場合によっては強制的なこともあったのです。人権侵害に見えても、結果としてあぶれる人が出ませんでした。今は、共同体の下支えがなく無理強いをされないのが、その手のことが苦手な人は永久に放置されて永久に相手が見つかりません。マッチングサービスはありますが、実は相手が見つからないシステムなのです。仕事をABCランクに分け、女性をABCランクに分けると、男性は蓼食う虫も好き好きで全てのランクに行きますが、女性は全ての人がAランクに行ってしまう、一瞬で決まってしまうのです。つまり、永久にマッチングできないので、永久にニーズがあるのです。

- ◆ 何が言いたいかというと、共同体がなくなって個人がどうすべきかわからなくなったので、マニュアルができたということです。逆に言えば、昔マニュアルが必要ななかった理由は、それに頼るまでもなく、共同体的なコミュニケーションの中で必ず示唆、強制があり迷うことがなく、退却しようとしても許されなかったのです。人々が、それを暑苦しくて嫌だとして否定的に評価することが積み重なった結果、日本は世界で最も性愛からの退却が進んだ国になってしまったのです。マニュアルが象徴するのはコミュニケーションの空洞なのです。

（永井ふみ委員）

- ◆ 独身男性がこれからの社会で増えるのではないかとされていますので、第2部会でも婚活支援が必要ではないかという話もありました。マニュアルの話に関しては、私たち自身がマニュアルから脱却しようと思わなければならないと思います。
- ◆ 今日の資料にもあります自治基本条例が1つの示唆を与えてくれているのではないかと思います。例えば、札幌市ではとてもわかりやすい自治基本条例が作成されていて、パンフレットもわかりやすくなっています。
- ◆ 市民が主役のまちづくりをするには、情報共有、意見を常に届けるために審議会の委員になったり、ワークショップに出たり、アンケートに答えたりすることが大切です。身近なまちづくりの参加ということでは、自治会や町会などの古いコミュニティや新しいテーマ型のNPOなどに参加することも必要です。こういうことがパッケージとして区民に広く伝わっていないのではないかと思いますので、基本構想で、脱マニュアルや区民の自立を積極的に投げかけていくことが重要だと思います。
- ◆ 世田谷は区民のまちづくりの歴史があり区政を支えてきた部分があると思うのですが、その一方で、区から見ると縦割りにしかなくなっていないのではないのでしょうか。これまでは区民があらゆるところに参加し、横につないできたと思うのですが、そうではない区の窓口、参加の仕組みのあり方をそろそろシステム化できないだろうかと思いません。基本構想や基本計画において、そのような区民と区のあり方の転換や、区民の価値観の転換を投げかけるような内容を盛り込むことが重要だと思います。

（森岡委員）

- ◆ 現状の基本構想の最後の部分に取り組み方がありますが、そこでしっかりと書き込むことが大切だと思います。その際には、ぜひご協力をお願いします。

（小林委員）

- ◆ 防災とか自立とか考えるべきことがあります。第2部会では、コミュニティの再生について話し合われています。3. 11以降、高齢者や若者が空き家を利用したシェアハウスをつくるなど、戸建、マンションの核家族の集合と見ることができる世田谷における、地域が支える社会システムというのがキーワードになっています。職住近接で、顔がわかることで防犯にもなります。災害発生時には皆でどうすべきか、今からやらないと間に合わないということで、具体的な話になっています。町会よりもPTAなど小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかという話になり、小学校の教員を世田谷区が選べず、東京都の管轄であることが問題として浮上しています。行政的な自立はハードルが高いかも知れませんが、可能な部分から、都から権限委譲をしてもらわなければならないという話になっています。

（森岡委員）

- ◆ 具体的な例として、教員の人事権などは都から移管しても良いと思います。その場合、世田谷区だけでなく23区の連合体のようなものが必要になると考えられます。このような形で自立度を高めていくと良いのではないのでしょうか。
- ◆ 国による規制緩和については、特に自然エネルギーへの転換などは、中央省庁が持っている規制・権限とぶつかる部分が出てきます。今後はこのような規制も緩める必要があると思います。

（宮台委員）

- ◆ 永井委員のおっしゃったことに関する提案ですが、Q&A集が非常に重要だと思います。例えば、カトリックでは宗教改革でプロテスタントが出てきて以降、信仰者のコミットメントと自立を促すとして、カテキズム（教義問答集）が出てきますが、これはとても重要です。行政や雑誌等を書いてあるマニュアルは必要か、エネルギーは安ければ良いのか、このまちは安心、安全、便利で快適であれば良いのか、防災で最も有効なのはどのような態度か、といったQ&A集によって、区民の問題意識を統合しコミットメントを増やすことができます。また、このようなことで困っている時にはどのような行政窓口があるかというように、Q&A集はワンストップ化にも使えます。アンサーにかかる手順があまりに煩瑣である場合、それをワンストップ化しようと政治や行政の側が意識することになるからです。基本構想のようなものには、解

説としてカテキズムのようなQ&A集があると良いと思います。

（森岡委員）

- ◆ 検討したいと思います。

（田中委員）

- ◆ 一番大事なポイントは3. 1.1以降だと思います。環境・エネルギー問題にしてもそうですが、防災、復興という自治体として最低限必要な要素について基本構想にどう盛り込むかが重要だと思います。
- ◆ なぜマニュアルが登場したのかについての宮台先生のお話の最初のあたりで、徹底したリアリティが必要ということをおっしゃったと思うのですが、それはとても重要だと思います。徹底的に現調し、観察し、向き合うことで何が必要か見えてきます。商売の例で言えば、マクドナルドなどでマニュアルに従った対応しかできない人間ができあがっていることも問題です。昔のような共同体があって地域社会が自然に教え鍛えて自立した人間ができるという姿は理想的ではあるけれど、そこに戻れるのかと言えば疑問があります。そこをQ&A集などで担保していけるのかどうか、全体でもう少し考える必要があると思います。
- ◆ 議会に身を置く立場としては、防災と復興のほかに、基本構想という20年の長期を考えますと、財政面が非常に重要だと思います。第2部会でも20年もつ福祉の財政計画を持たなければならないというお話をしました。行政の役割の重要な1点としてセーフティネットがあると思うのですが、昔は福祉のまちとして「西の神戸、東の世田谷」と言われ、大きな世田谷ブランドがありました。これは単にサービスが備わっているだけではなくて、そういった福祉を税金で支える側が受け入れるような、人権を尊重する温かいまち世田谷、といったブランド性があったと思います。この点も考えるべきだと思います。
- ◆ 前区長が子どもを育てやすい世田谷を謳ったために、保育園に入りやすいのだと思った多くの人たちが来たのですが、実は東京一待機児童が多く保育園だけで言えば一番育てにくい、という話が議会で出たことがあります。育てやすいといったサービスの表現ではなく、子どもが輝くところ、といった表現・考え方を大事にした基本構想であれば、世田谷ブランド（世田谷でなければダメ、世田谷に住みたい）につながっていくと思います。

（森岡委員）

- ◆ これから出産を迎える世帯、小さいお子さんがいらっしゃる世帯が、かなりたくさん世田谷の西側に入ってきています。そのおかげで他の区に比べて少子化の進行が阻止されています。この点で、保育園の問題はあるものの、長期的には引き続き子育て層

を増やす政策をとる方が良いと思います。また、その地域では、入ってきてしばらくは近隣関係ができませんが、5～6年経ってお子さんたちが地元の公立小学校に入ると、母親たちがネットワークを急速に広げていき、まちの状況が良くなっていく面もあります。

（上野委員）

- ◆ 子どもが多くて待機児童が多いとのことですが、私の子どもが卒業した中学校は閉鎖するとのこと、世田谷区内で中学校の統合が進んでいるのではないのでしょうか。世田谷で子どもが育っても、中学がマンモス校だと教育水準が心配です。教員の人事権があつて良い先生に教えてもらえるのならば良いけれど、団塊世代の頃のような1クラス何十人という学校に戻っては困ります。私の子どもも中学は世田谷ではなく私立の学校に行かせました。それは、地域性もあり、自分の子どもに公立の学校が合っていないのではないかと思ったからです。親が、この学校に行かせたいと思うような環境を住民レベルで培わなければ、教育も向上しないのではないのでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ そう思います。

（宮台委員）

- ◆ 行政は事業をやったり、補助金を出して事業者に行わせたりします。例えばうまく回らない風力発電の多くは行政による事業なのですが、理由は簡単で、役人はビジネスノウハウを知らないし、ビジネスネットワークがなく、ビジネスモチベーションもありません。さらに2年で交代してしまうのでノウハウの継承もありません。これでは事業が失敗することは決まっています。諸外国では、行政が直接事業を行うことや補助金行政をやめて、ルール管理者に徹します。市場原理主義ではなく、市場でのゲームがどのようなものであるべきかというルールをつくります。環境行政であれば排出量取引や炭素税取引など、市場のちょっとしたパラメーターを操作することで何をすれば儲かるかの拮抗点を変えようとしているのです。
- ◆ この意味で、世田谷の池尻小学校には、放課後にあまたの障害を乗り越えてNPOが入っています。本物の家を校庭につくったりしています。家をつくることは算数や理科、社会などの勉強になります。NPOの代表に聞くと、教員による反対が障害の1つだったようです。校長が英断をした池尻小学校にしか入れなかったと言うのです。行政がなすべきは、NPO等の事業者が継続的に事業を営む動機を持ち得るようなりソースの配置を行い、ルールの変更を行うことです。私の子どもは職業柄もあつて公立に入れることを決めているのですが、地域のネットワークの中に学校があるのが、地域の学校の意味なので、コミュニティスクールなどと言わなくても、人々が学校を

こうしたいなどと意見を集約し、参加することでプラットフォームを変えていけるのが公立校の良いところなのです。地元のお祭りがあれば学校に通う子どもが皆来し、親も来る、そういうネットワークが大切です。

- ◆ 私立校の子をどうするかというお話がありましたが、私が育った関西には同和地区が存在していて、それを皆認知しているのですが、子どもの頃そこのお祭りに行くとも盛り上がっていて、部外者の私も参加することを通じて、この地区っていいな、と思った経験があります。それと同じで、私立校にいる子たちも地域のお祭りに参加してもらい、面白いと思ったら区外に住む子たちや親たちも連れてきてもらえば、世田谷って面白いということになり、世田谷のブランドづくりに資することになると思います。世田谷の地域性を濃密で開いたものにするのが、私立校、公立校の分断を緩和することにつながると思います。

（松田委員）

- ◆ あるべき姿が語られても、それが20年後にどうなったのかをチェックする機能、回す仕組みを基本構想に盛り込まなければ、どんなに良い内容でも、5～10年後にどこまで到達しているのかが見えないままです。例えば、地域の結びつきを深めていこうとした時も、誰がやり誰がチェックするのかが議論になっていないと思います。夢を語ることは簡単だけれど、一番難しいのはそれを回す仕組みづくりであり、それが大切だと思います。例えば財源がない場合に、NPOという手段をどう結びつけるかという枠組みがないように感じます。
- ◆ 会社ではプロジェクトチームを立ち上げたりして縦割りの仕事を横串に刺す組織をつくります。縦割りの中では担当者が不在になると横が見えなくなりがちだからです。基本構想は横断的な話だと思いますので、20年間横で進捗管理やチェックをすることができるような組織あるいは機能を、行政に置くなり、第三者機関に委ねるなりすべきではないでしょうか。

（宮台委員）

- ◆ キーワードは私権制限と投資家のチャレンジだと思います。
- ◆ 渋谷区の代官山にはツタヤの巨大ライブラリーができました。広大な敷地に2階建てで、カフェ、レストラン、様々なコンテンツ、雑誌、DVD、ビデオ、CD等ありとあらゆるものが置いてあります。これはツタヤの出資ではなく、社長の個人資産でつくっています。それは、短期的な収益を目的とせず、長期的なビジョンの下でそこにいけば幸せになる場所をつくりたかったからだそうです。代官山のまちづくり協議会の代表者との話し合いの中で決まっていった構想なのですが、これは投資家のチャレンジです。投資家が個人の責任で事業を営むがゆえに、継続性があるのです。収益が上がらないから撤退するという事態を想定しなくても良いように、個人の資産を投入

しています。こうした考え方はヨーロッパでは一般的です。イギリスは20数名の貴族だけで元々土地を持っていたのですが、彼らが病院や救貧院や学校や孤児院をつくり、地域の優位性や自分の利他的な評判を上げようとしてきた経緯があります。行政は継続しませんし、会社も収益が上がらなければ撤退する可能性がある中で、投資家を呼び込んでチャレンジさせることが重要な戦略になります。日本では投資＝儲け主義＝公共性に反するといった間違っただけの通念によりズタズタにされているのです。

- ◆ なぜ住民の継続したチェックがないかと言うと、私権の制限がないからです。相続の時に土地を切り売りしたりして、下北沢周辺の茶沢通りなどは不在地主が大勢いるのですが、こういう人たちにはまちへのコミットメントが存在しないため、儲かればどこにでも売ってしまいます。コミュニティの中にいる人間が、中にいるからこそそのコミットメントによって土地に関わることがなく、市場においてコミュニティの要求や人々の幸せと関係のない流動性が生じてしまうのです。日本は世界で最も土地に関する私権の制限が緩く、若干の用途制限しかありません。結果として、赤坂や六本木の主要な場所は外資の所有物になっており、儲かるとなれば風俗ビルがどんどん建ってしまいます。これに対して広尾では、5名の地主が協議した上で、自分たちで土地を手放さず経済的流動性を上げないことにしたため、赤坂、六本木のような方向にはなっていません。法律は変えられないため、私権の制限に相当する問題をどうするか重要です。例えば代官山が典型的なのですが、広大な土地を持っている朝倉家が、有名な建築家である槇文彦に代官山をすばらしいまちにして欲しいと依頼したところ、地域の住民の継続的なコミットメントが保証されなければ無理だと言われ、それを朝倉家が保証したことで地域住民の連携が生まれ、現在の代官山になっているのです。日本の他の地域で無自覚に放置されているような様々なコミュニケーションや経済的活動を、どのようにチェックするのかを考えていけば、下北沢の再開発問題のような、本当ならばもっと楽しく建設的で輝く未来に結びつくはずのものが、そうでないものに終わってしまうことも避けられたのではないのでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ そろそろ時間ですので、田中委員と桜井委員、簡単をお願いします。

（田中委員）

- ◆ 松田委員が心配されている点について申し上げる。基本構想の他に、基本計画、実施計画とこれから落としていくのですが、最初にざっと他区の状況を見た時、基本構想に基本計画的なものまで組み込んでいるところもあったようです。世田谷区では今回は基本構想をつくるのですから理念のようなものになるのだと思います。実際に基本計画に落とし込む際の横断的なチェック機能をどうするのかについて、基本構想でふれることもできますが、計画ごとに見ていくことになるのではないかと思います。そ

の点について、事務局はどうお考えでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ 基本計画の前文はこちらで用意する予定です。行政では事業ごとに3年に1回程度事業評価を丹念に行います。事業評価は実施計画あたりでないとできないと思います。先程は全体としてどうかというご意見だったと思いますので、総合的評価が必要ということになれば、事務局でご検討いただけるということによろしいでしょうか。

<意義なし>

（松田委員）

- ◆ 子どもにしても、先程の待機児童の問題や遊び場、公園の問題、小学校は人気があるけれど中学校は私立に行くという学力の問題など、縦で見ると環境の問題や保育の問題、学校の問題となります。これが各計画に落とし込まれるのは当然なのですが、子どもが住みやすいまちというようなイメージを持ってきた時に、その人のイメージのどこに価値観があるのかで評価が変わります。基本計画に落とし込んでそれぞれの評価があったとしても、子ども全体で見た場合には、横串に刺して見る仕組みがなければ、総合的に評価ができません。
- ◆ それを基本構想に盛り込めれば、基本計画に落とし込んだ時に横串で見ることができると前提があるので、計画単独で動くのではなく、横と連携する計画だという枠組みがあり、プランだけに終わることがないと思う。

（森岡委員）

- ◆ 横串については非常に難しいことなので少し検討させてください。

（松田委員）

- ◆ わかりました。

（桜井委員）

- ◆ 永井委員のお話された札幌の自治基本条例ですが、これは3年程かけてじっくり地域でつくったものようです。札幌で話を聞いたことがあるのですが、つくっていく中で地域住民と行政双方がやり取りをしながら力をつけていく点がポイントだと思います。なぜ時間をかけなければならなかったのか、そのつくり方にとっても特徴があると思います。基本構想審議会ですべて議論があった時、もっと時間をかけた方が良かったという意見に私は賛成したのですが、そういったところに今後の議論をもう少し持っていければ自治、まちをつくる力が世田谷区に染みていくのではないかと思います。

まずし、基本構想の理念の中に、世田谷区民が力をつけていく、関心を持っていくということを盛り込めればと思っています。その際には、縦割りではないものを作っていかなければならない。作るためには、行政の中に縦割りではない意識の人が入っていく必要がある。それは区民である。区民にとって生活は縦割りではない。松田委員がおっしゃったようにチェックする機能を行政の中に置けば縦割りになってしまうので、区民が作っていかなければならない。そういう議論をしていかなければならない。チェック機能が必要なのではなく、チェックするための意識が必要である。どういう意識でチェックするのか、なぜチェックしなければならないか、なぜチェックをしなければならない足りなさがあるのか、考えていきたい。考えて実行していく力を持つという理念を作っていきたい。そのためには、子どもが輝くという一番主権を行使しにくい子どもが輝ける場所というのは考えていくといろいろなものが落とし込めていくと思う。本日の部会は、いろいろな考えがざっくばらんに出てよかった。

（永井ふみ委員）

- ◆ 桜井委員の話に絡めて質問ですが、第2回の審議会でも資料が出ていた6月30日に予定されている20年度の世田谷を考える区民ワークショップについての情報提供をお願いします。この場でいただかないと、次の部会では時間がありません。

（森岡委員）

- ◆ これから説明があります。

（永井ふみ委員）

- ◆ 是非お願いします。一般区民のワークショップと審議会の審議が分かれてしまったのがとても残念に思っています。

（小林委員）

- ◆ 2点ある。世田谷区のまちづくりの経過を見ると、昔は都市デザイン室という横串の組織があり、道路や住まい、広場についてみんなで議論するものがあったが、それがなくなってしまった。そうしたチェックを担保するのであれば、今回の基本構想の中で、横断的なものを作りましようとする必要があるのではないか。憲法ではないが、みんなで合意して、住民参加の横串的な組織を町内にちゃんと作りましようというのは、ありうるかなと思う。
- ◆ ワークショップもあり、市民へのアンケートもある。宮台委員の言う質問事項は全て聞けないかもしれないが、今日出てきたキーワードについて聞くなど、単に普通の感想など抽象的なことを聞いてもみんなきちんと回答してくれないので、せつかく出てきたキーワードについてつつこんで聞いて、関心を盛り上げる工夫が必要ではないか。

（宮台委員）

- ◆ 事務局の方が出ているので申し上げたい。住民参加の地域協議会、地域委員会、住民協議会制度だけでは足りない。行政の方が入って行って、現在の法や条例の限界や抜け穴について住民と緊密にコミュニケーションをしながら、知恵を集約するようにしなければならない。住民と行政が分断されていて、住民で考えたことを行政に突き付けるということでは絶対に駄目だということを申し上げたい。

（森岡委員）

- ◆ 上島委員の発言の機会が少なくして申し訳ありませんでした。

（上島委員）

- ◆ 区民と行政の関係について、議会が重要となると思う。横串でしっかりとチェックするということは議会の重要な役割であろう。区民の行政参加というが、個々が意見を言うだけではなくて、まちづくり、生活全般において公共に参加していくべき。義務と権利の両方を盛り込む構想にしていくべきであるとの感想を持った。

（森岡委員）

- ◆ 様々な意見が出て、時間も超過しそうであるので、議論はこのあたりで終了したい。本日お話があったテーマについては、第2回や第3回でも議論させてもらいたいので、事務局のほうで調整をお願いしたい。次回以降の予定であるが、第3回を6月23日の土曜日の午前10時から、今日ご欠席の大杉先生が土曜日の午前中を望まれているということである。本日と同じブライツホールにて行う。第4回は、7月21日土曜日の午前10時からの予定である。同じくブライツホールという予定である。委員の皆様、よいか。

- ◆ そのほかの連絡事項について、事務局から願います。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 大変貴重なご意見をありがとうございました。本日の議事録については、本日より10日程度でお届けするので確認して欲しい。
- ◆ 次回は6月23日午前10時から開催する。6月30日に開催する区民ワークショップについて、政策研究担当課の田中から報告させていただく。

（事務局・田中政策研究担当課長）

- ◆ 政策研究担当課の田中です。先ほど話に出た区民ワークショップであるが、6月30日

に一日利用して開催を予定している。5月7日に無作為抽出した1,200名の区民の方にご案内をお送りした。5月21日で締め切ったところ、現在まで男性が65名、女性が48名の計113名の方、およそ9.4%の方からお申し込みをいただいた。

- ◆ 年代も、ほぼ散らばっており、若干若年者が少ないが、40代、50代が一番多い年齢構成で申し込みを頂いている。3月にご案内した際には、午前と夕方に発表があるとしたが、その後スケジュールを検討し、現在、午後3時半から4時半ころの間に、一日議論した内容について発表時間を取る予定である。出来ればこの時間帯に委員の皆様もご来場いただければと思います。
- ◆ 詳細のスケジュール等は、最終調整をしているところです。先ほど、審議会が出たキーワードもワークショップの中で投げかけたらどうか、との意見もありましたので、そうしたことも踏まえ、最終調整し、6月中旬には委員の皆様にも最終的にご案内するので、ご参集いただきたい。

（森岡委員）

- ◆ これを持ち閉会する。ありがとうございました。

午前12時閉会